

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後 の状況に関する意見等

社会福祉法人
日本視覚障害者団体連合

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の概要

1. 設立年月日 : 昭和23年8月18日

2. 活動目的及び主な活動内容 :

日本視覚障害者団体連合は視覚障害者自身の手で、“自立と社会参加”を実現しようと組織された視覚障害者の全国組織です。1948年(昭和23年)に結成された、都道府県・政令指定都市における60の視覚障害者団体の連合体で、国や地方自治体の視覚障害者政策一人権、福祉、教育、職業、環境問題等一の立案・決定に際し、視覚障害者のニーズを反映させるため、陳情や要求運動を行っています。

【主な活動内容】

- ・ 全国視覚障害者福祉大会の開催
- ・ 情報宣伝活動(月刊の点字版情報誌『点字日本』、音声版情報誌『日視連アワー』、インターネット版音声情報誌『声のひろば』、点字・墨字版機関紙『愛盲時報』等)
- ・ 点字図書館、点字出版所、録音製作所、更生相談所(総合相談室)の設置運営
- ・ 国際交流
- ・ 文化、スポーツの振興 等

3. 加盟団体数 : 60団体(令和7年12月時点)

4. 法人代表 : 会長 竹下 義樹

5. URL : <http://nichimou.org/>



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

●同行援護の現状、課題等

1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の影響 <視点2>

- 同行援護を実施する事業所の93.0%が令和6年度障害福祉サービス等報酬改定が経営状況の改善に繋がっていないと感じている。【参考資料1】
- この背景には物価高や人件費の高騰が影響している。同行援護を実施する事業所の97.7%がこれらの影響が大きいと考えている。【参考資料1】

2. より質の高いサービスを提供していく上での課題 <視点3>

- 同行援護においては人材確保が課題となっている。同行援護を実施する事業所の81.9%がガイドヘルパーが足りないと感じている。【参考資料2】
- 同行援護のサービス提供を受ける視覚障害者自身はガイドヘルパーの資質の向上に加え人材確保に課題があると感じている。日本視覚障害者団体連合の陳情においては、ガイドヘルパーの資質向上及び人材確保を求める要望を厚生労働省に複数提出している。【参考資料4】

3. 持続可能な制度としていくための課題 <視点1>

- 地方部では公共交通機関の廃止・縮小が進んでおり、公共交通機関の利用が前提となる同行援護において大きな課題となっている。また、このことに連動し、サービス提供の範囲の広域化も課題になっている。同行援護を実施する事業所の68.1%が、最も遠い利用者宅までの移動距離が20kmを超えている。【参考資料3】
- 現状の同行援護では、ガイドヘルパーが自動車を運転して利用者を移動させた場合、運転時間は報酬の対象外になり、日本視覚障害者団体連合はその改善を求める要望を提出している。【参考資料4】

●対処方策

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定は現状の物価高や人件費の高騰に追い付いていない。早急に現状に見合った報酬単価への引き上げが必要。

障害福祉サービスの人材確保を念頭に置いた報酬単価及び加算の設定、各種要件の変更等を行うことが必要。

地方部の状況に見合った報酬単価及び加算の設定、各種要件の変更等を行うことが必要。

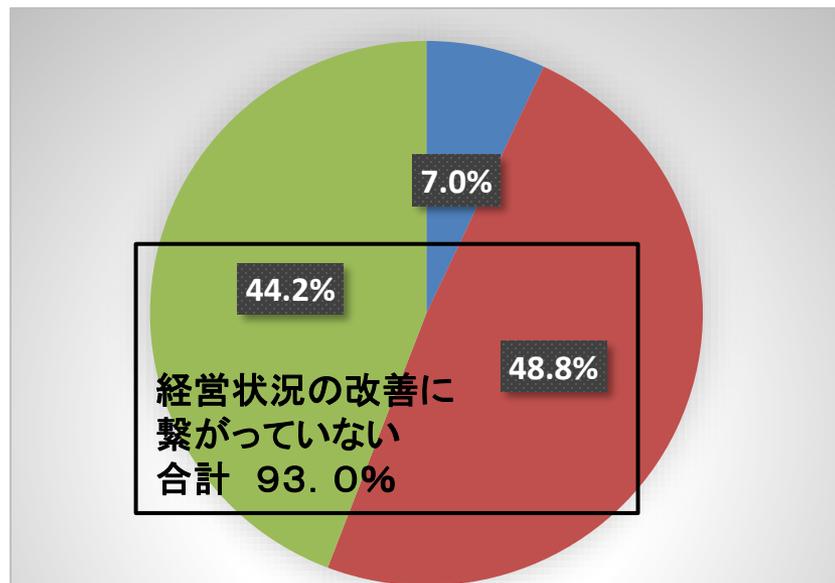
●具体的な対処方策
同行援護については、参考資料4に示した要望の実現が必要。

●備考 上記の現状・課題等は同行援護に限らず、視覚障害者向けの歩行訓練等を行う自立訓練(機能訓練・生活訓練)、視覚障害児向けの放課後等デイサービスや児童発達支援等でも同様であり、同様の対処が必要と考える。

(参考資料 1)

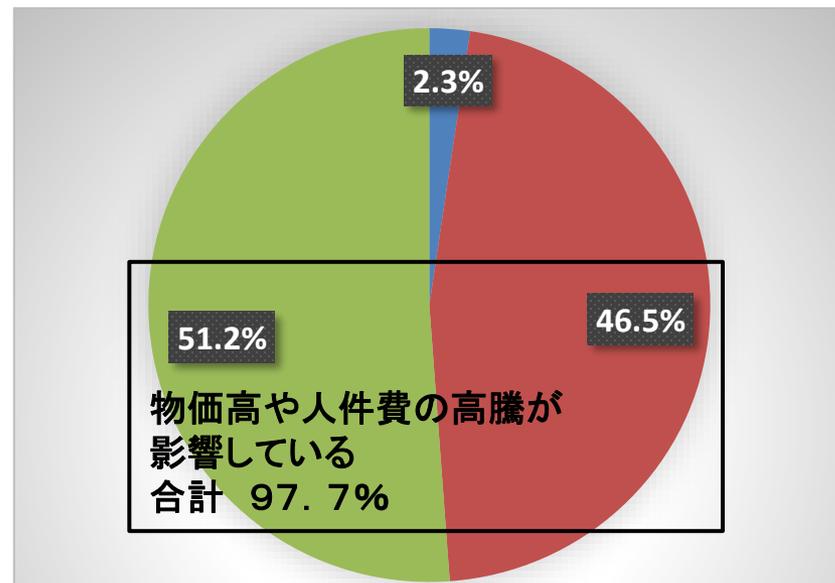
日本視覚障害者団体連合 同行援護事業所等連絡会 加盟事業所アンケート調査(1)
実施日 令和7年11月28日～12月2日 回答数 43事業所

Q1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による経営状況の変化



- 経営状況の改善につながった(3)
- あまり経営状況の改善につながっていない(21)
- 全く経営状況の改善につながっていない(19)

Q2 この1年の物価上昇や人件費の増大による経営状況への影響

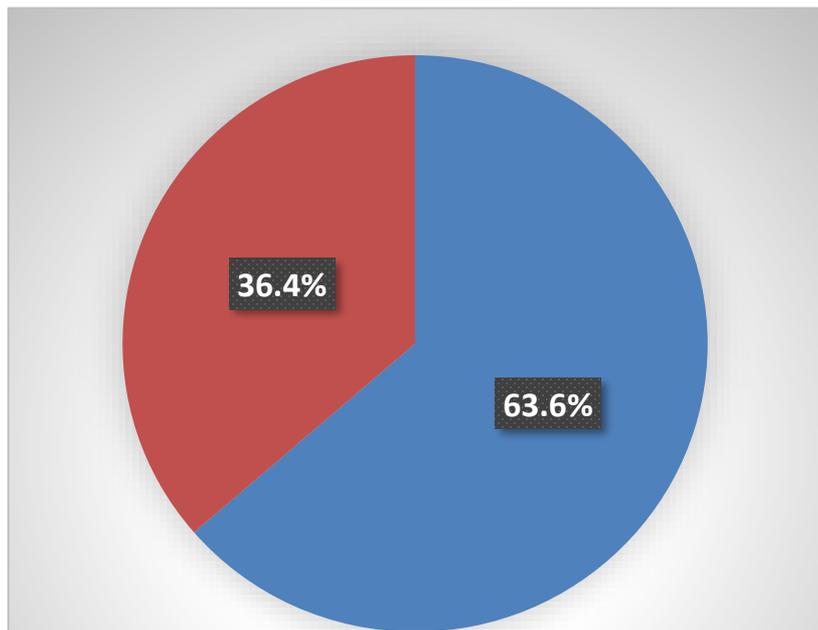


- ほとんど影響はでない(1)
- 少し影響がでている(20)
- 大きな影響がでている(21)

(参考資料 2)

日本視覚障害者団体連合 同行援護事業所等連絡会 加盟事業所アンケート調査(2)－1
実施日 令和7年6月 回答数 22事業所

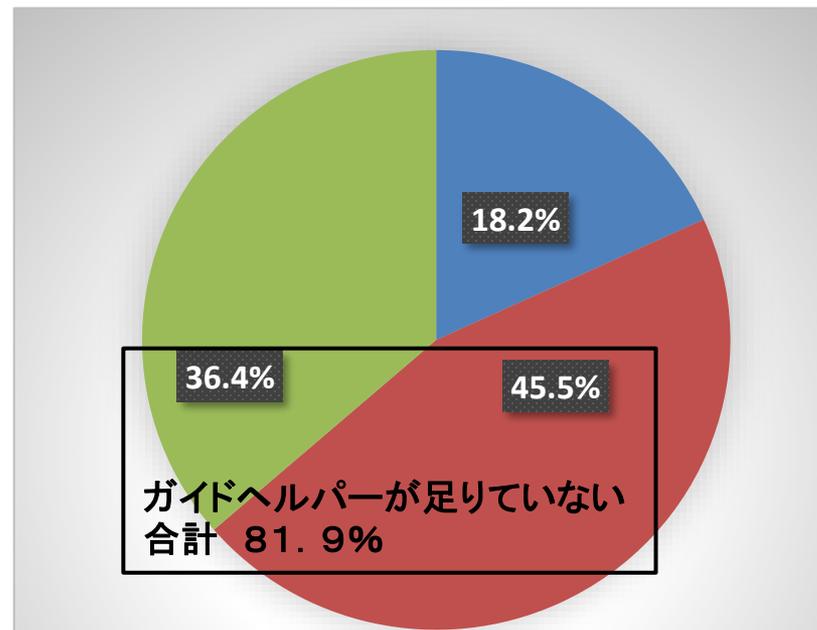
Q1 サービス提供責任者の雇用状況



■ 十分である(14)

■ 足りていない、求人しても集まらない(8)

Q2 ガイドヘルパーの雇用状況



■ 十分である(4)

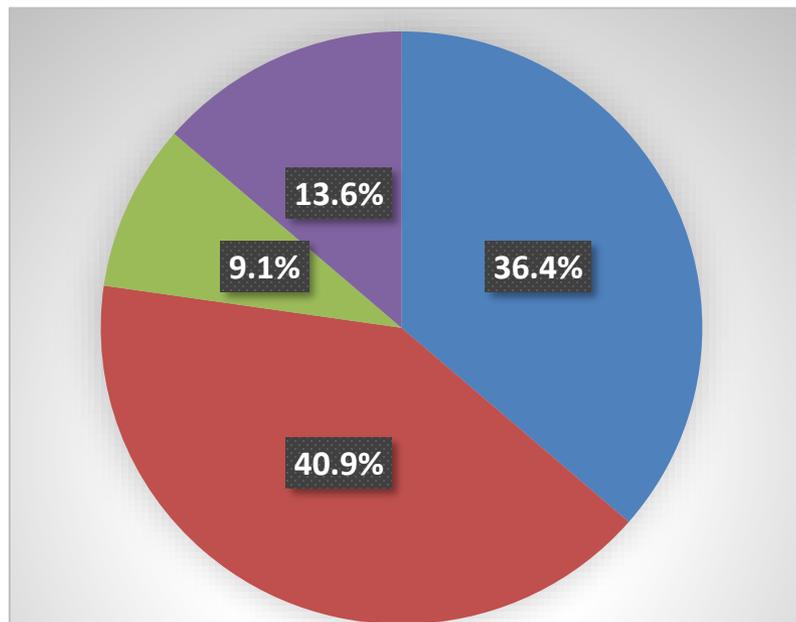
■ 少し足りない(10)

■ 足りていない(8)

(参考資料 3)

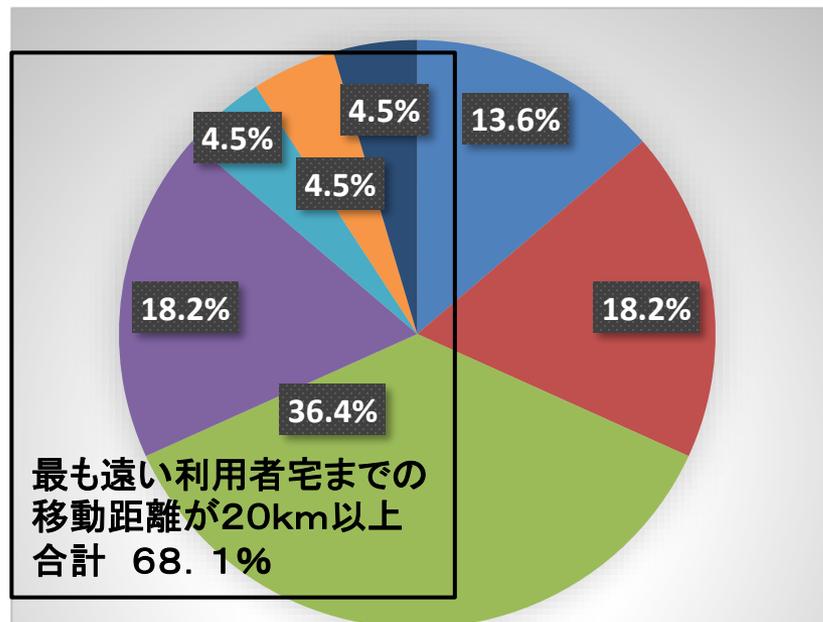
日本視覚障害者団体連合 同行援護事業所等連絡会 加盟事業所アンケート調査(2)－2
実施日 令和7年6月 回答数 22事業所

Q3 公共交通機関の利用状況



- 問題ない(8)
- あまりよくない(9)
- 悪い(2)
- 非常に悪い(3)

Q4 最も遠い利用者宅までの距離



最も遠い利用者宅までの移動距離が20km以上
合計 68.1%

- 1km～10km(3)
- 11km～20km(4)
- 21km～30km(8)
- 31km～40km(4)
- 41km～50km(1)
- 51km～60km(1)
- 61km～70km(1)

(参考資料 4)

日本視覚障害者団体連合 厚生労働省・こども家庭庁への陳情(令和7年度)

赤字:人材確保に繋がる要望 青字:自動車利用に関する要望 黄色:報酬単価及び加算の改善を求める具体的な要望

●同行援護

- 同行援護従業者の養成を都道府県及び市町村の必須事業とすること。
- 同行援護従業者養成研修の費用は、地域生活支援事業(任意事業)により、自治体から委託された養成機関に助成されていることから、この事業を全国の自治体で実施するよう、国から各自治体に通達等で働きかけること。
- 同行援護従業者の人員不足の解消、質の良い同行援護従業者の確保をするために、同行援護の基本報酬の介護給付費単位数を引き上げること。
- 不足する同行援護従業者を確保するために、地域の大学生に同行援護従業者養成研修を受講してもらい、積極的に同行援護従業者として活動してもらえるよう、国から関係機関に働きかけること。
- 同行援護制度の維持・継続と充実のため、長時間利用時の報酬単価を引き上げること。
- 同行援護従業者の不足を補うとともに、サービス提供者等の安定した職域を確保するためにも、同行援護における福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件を緩和し、どの同行援護事業所でも同加算が受けられるようにすること。
- 公共交通機関の利用が不便な地域において、同行援護従業者が車を運転している場合にも、移動・待機時間を報酬算定の対象に加えること。
- 視覚障害者の外出に欠かすことのできない同行援護事業の支給量について、一人ひとりの事情に応じた時間数を支給するようにすること。
- 高齢者施設に入所している視覚障害者にも同行援護が利用できることを、国から全国の自治体に周知徹底すること。
- 身体障害者手帳を持ってない眼球使用困難症の者も同行援護を利用できるようにすること。

●歩行訓練

- 視覚障害者が必要な時に歩行訓練を受けられるよう、養成施設の設置拡大や歩行訓練士の養成に伴う訓練費用の補助等、歩行訓練士の養成を推進すること。

●視覚障害児

- 全国の視覚障害児が安心して児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児入所支援を利用するため、視覚障害児の特性やニーズに即した配置基準及び報酬の設定を行うこと。
- 障害児入所支援を必要とする視覚障害児が円滑に障害児入所施設に入れるよう、地域の児童相談所と障害児入所施設を仲立ちする支援者を確立すること。
- 乳幼児の片眼の義眼装用者にも義眼を支給すること。